



平成23年度

開かれた学校づくり推進委員会



日時 平成23年6月10日（金）

場所 吉野小学校ランチルーム

本山町立吉野小学校

〒781-3618

高知県長岡郡本山町吉野161

電話（0887）70-1311

Fax（0887）70-1314

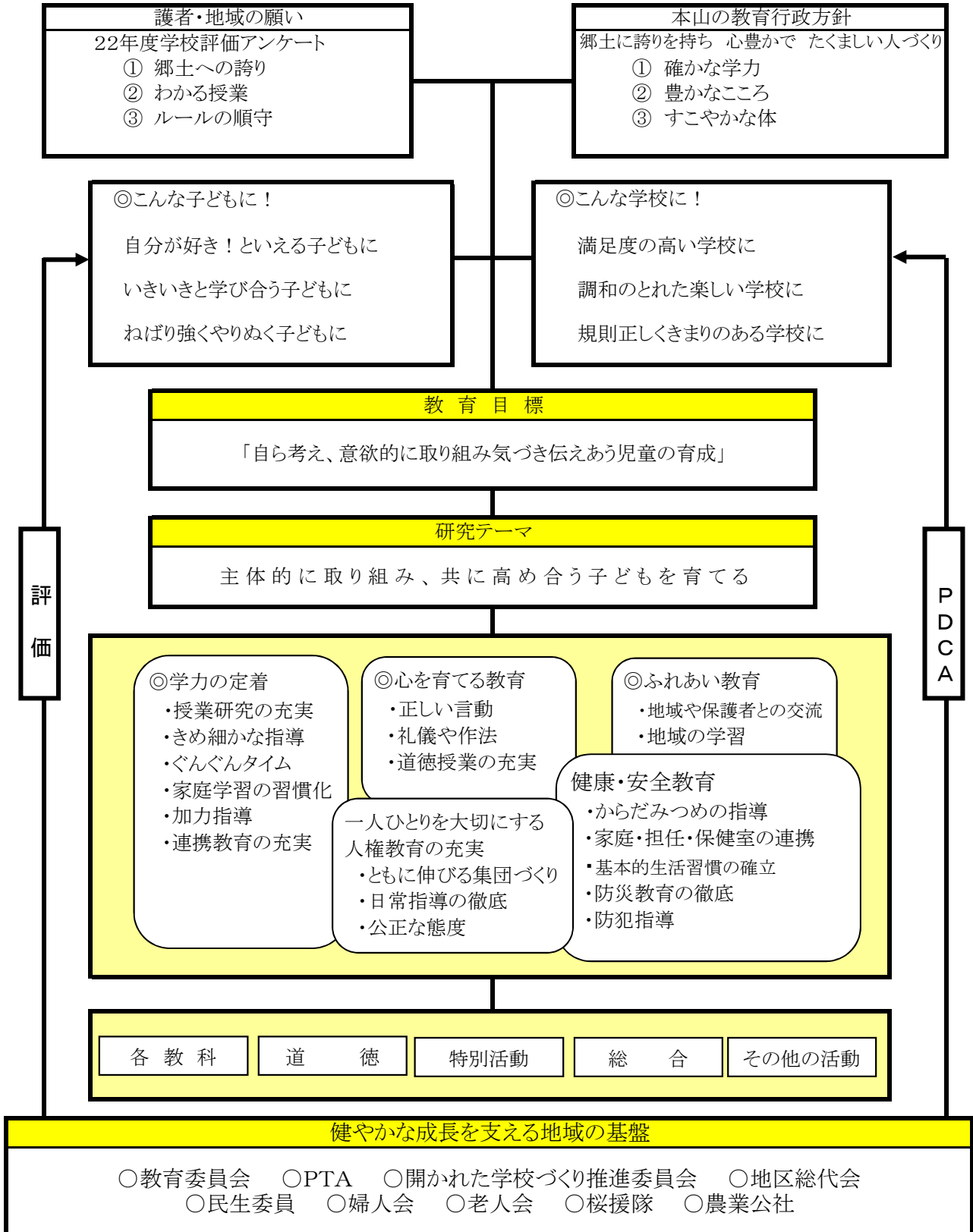
E-mail yoshino-e@kochinet.ed.jp

<http://www.kochinet.ed.jp/yoshino-e/>

平成23年度 吉野小学校教育プラン 育て若木よ！大空へ！

経営の基本方針

- 全教職員の共通理解・相互理解によるよりよい職場づくりを目指す。
- 児童、保護者、地域の実態を踏まえた実践をし、信頼される学校の創造に努める。



平成23年度 第1回会議の様子



「吉野小学校開かれた学校づくり推進委員会」設置要綱

(目的) (目的)

第1条 学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携し、一体となって子どもたちの教育に取り組むため、開かれた学校づくり推進委員会（以下委員会といふ）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、学校長ほか次に掲げる者のうちから、学校長が委嘱又は任命した委員（30名以内）で構成する。

- (1) 児童の代表
- (2) 保護者
- (3) 区長・婦人会長など地域で活躍する団体の代表者
- (4) 地域での産業・経済・文化等についての有識者
- (5) 教頭及び教職員
- (6) その他学校長が必要と判断する者

(任期)

第3条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該職又は身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 委員会には、委員長1名及び副委員長2名を置く。委員長にはPTA会長、副委員長には教頭と、隔年で寺家地区長・吉野地区長が当たる。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 委員会の運営については、次のように定める。

- (1) 委員会は、委員長が召集し、主宰する。
- (2) 委員会は、本山町教育委員会と連携をとりながら運営するものとする。

(協議事項)

第6条 本委員会は、第1条の目的を達成するために次の協議を行う。

- (1) 地域に開かれた学校づくりに関すること。
- (2) 学校・家庭・地域の相互の理解と協力の促進に関すること。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、吉野小学校に置く。

(雑則)

第8条 この要項に定めるほか、本会の運営について必要な事項は、委員会の協議で定める。

(付則) この要項は、平成9年11月1日から施行する。